

5.質疑応答等

(2)当日の質問票(アンケート内の質問を含む)への回答

以下は、当日の質問票やアンケートに記入いただいたご質問についての回答です。

事前にいただき当日に回答したご質問と、同趣旨のご質問については、基本的に割愛させていただきますので、(1)当日のやりとり（事前質問等への回答）をご参照ください。

※同様のご質問についてはまとめさせていただいたり、質問に関係がないと思われる部分（ご意見等）については省略するなど、一部簡略化させていただいております。

※※なお、いただいたご意見につきましては、今後の本市における PFAS 関連施策を検討する上での参考とさせていただきますのでご了承ください。

【水道水について】

質問1 令和7年度より阪神水道企業団から新規受水することで、鳥羽浄水場や船上浄化センターの PFAS 濃度は改善しますか（特に9月～3月）。

（回答）

・阪神水道企業団から新規受水することにより、水道水の原水として利用していた明石川河川水の割合が低下することから、希釈効果により PFAS 濃度は低減するものと考えております。

質問2 小久保地域の水道水は、鳥羽浄水場からの供給で間違いないですか。

（回答）

・小久保地域は、河川水や地下水を鳥羽浄水場で処理した浄水と、県企業庁より受水する県水を中部配水場で混ぜ合わせたものを水道水として配水させていただいております。

・なお、中部配水場システムの末端給水栓（水道の蛇口から出る水）の PFAS 濃度については、下記の明石市ホームページの「有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA、PFHxS）に係る水質検査結果について」をご覧ください。

（https://www.city.akashi.lg.jp/suidou/s_jousui_ka/pfos_pfoa.html）

質問3 水道水を浄化するために、今までに使用した活性炭の量と、かかった費用について教えてください。また、使用済み活性炭はどのように処理したのでしょうか。明石市は水道水の活性炭処理にかかった費用を国へ請求すべきではないでしょうか。

（回答）

・これまで令和2年4月から、令和7年3月までに使用した粒状活性炭の量については約1,200m³、費用については約6億5千万円となります。

・浄水処理で使用した使用済みの活性炭につきましては、活性炭再生事業者に再生原料とし

て引き取っていただきまして、その後、加熱再生、洗浄や乾燥などの再生処理を行っていただき、再生炭ということになっております。環境省の資料（19 ページ）にもありましており、環境省の通知に基づき、適切に再生処理することを書面で再生業者に提出いただいて、市の方でも安全性を確認しております。

（当日のやりとり（事前質問9への回答）もご参照ください）

・なお、安全な水道水の供給は水道事業者としての責務であり、現時点で要した費用を請求することは考えておりませんが、国への財政支援等の要望については、これまでも行っております（下記もご参照ください）。

（参照：明石市HP 環境大臣宛要望書 2024 年 10 月 18 日付）

https://www.city.akashi.lg.jp/documents/39330/youbousyo_kankyousyou_20241018.pdf

【発生源／環境水(地下水)について】

質問4 なぜ、現在も PFAS の汚染源が確定できないのでしょうか。また、PFAS が高濃度で検出された場所の近くに産業廃棄物処理場がいくつかありますが、それらの工場への立入検査を実施していますか。

（回答）

・一般的に産業廃棄物最終処分場は PFAS の発生源となる可能性があるとしてされており、明石川流域でも上流（神戸市域）に複数の処分場が存在しています。しかし、神戸市の担当部局からは、現在の明石川の水質調査結果からは、処分場との関連性は明確でないものとお聞きしています。本市としても、処分場からの排水が汚染の一因である可能性は否定できないものの、現時点で、明石川全体の汚染の主な原因とは考えておらず、汚染源の確定はできておりません。

・なお、現在、PFAS (PFOS・PFOA) については、排水基準が設定されていないことから、行政が PFAS 調査を目的とした立入検査は行うことができません。（ただし、指定物質とされていることから、事故時等の緊急対応が必要な場合においては、立入検査を行うことができます）

・いずれにしましても、発生源の特定については、上流域である神戸市にも引き続き協力を要請しながら粘り強く進めていきたいと考えています。

質問5 明石市資料 20 ページの追加周辺調査の結果について、二見町東二見④の地点における PFHxS の検出値である 50 について詳細を教えてください。

（回答）

・本調査における PFHxS の検出原因は不明ですが、他の地点と異なる傾向を示していることを考慮し、濃度の推移を把握するため、当面の間、年 2 回の調査を実施する予定です。
※PFHxS は、環境中での検出状況や複合影響の観点から、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要とされる「要調査項目」に設定されています。

質問 6 地下水に関して、令和 8 年度以降、常時監視で概況調査を実施する予定はありますか。

(回答)

・PFOS 及び PFOA について、令和 8 年度も、令和 7 年度と同じ 5 地点で地下水の水質調査を実施しています（令和 8 年度の調査結果については、下記の市 H P を参照ください）。市内西部の地下水の水質調査で指針値を超過した地点（令和 7 年度 2 地点、令和 8 年度 3 地点）につきましても、今後も調査を継続予定です。（詳しくは明石市資料の 21 頁から 23 頁をご覧ください）

・なお、これらは、市西部の水道水源として利用している深さ約 180 メートルの深井戸の地下水とは異なり、水質に関連性はありませんので、水道水は安全にご利用いただけます。

（一般家庭で使用される深さ約 10 メートル程度の浅い井戸からの検出であり、当該井戸の所有者に対しては、既に地下水の飲用を控えるように助言しています。超過が確認された地点の近隣地域の井戸でも追加調査を実施していきます）

（参照）令和 8 年度地下水の水質調査の結果について（報道発表資料 7 月 8 日付）

<https://www.city.akashi.lg.jp/documents/39864/20260708r8chikasuisuishitsuchousakekka.pdf>

質問 7 兵庫県で令和 6 年度から新たに開始した地下水調査の結果データについて教えてください。

(回答)

・兵庫県では水質汚濁防止法に基づき、令和 3 年度から県内の河川や海域の常時監視を実施しており、令和 6 年度からは河川や地下水での常時監視地点を増やし、対応を強化しています。これまでの県の調査結果については、「ひょうごの環境」ホームページで公表しております。（詳しくは以下の H P をご覧ください）

ひょうごの環境：https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/jp/chemistry/leg_269/https-www-kankyo-pref-hyogo-lg-jp-jp-chemistry

【農畜水産物への影響について】

質問 8 農業用水としての利用による農作物への影響について、現状と対策を説明してください。

(回答)

・農林水産省による令和 6 年度農畜水産物の PFAS 含有実態調査結果において、調査対象とされた 14 品目からの PFOS 及び PFOA の推定摂取量は、いずれも食品安全委員会が設定した耐容一日摂取量（TDI）と比較して、「十分に低い水準」にあることが示されています（消費者庁資料 14 頁をご覧ください）。

・引き続き、国で実施される農畜水産物についての実態調査結果を注視するなど、関連情報

の収集に努めていきます。

質問9 消費者庁資料14～15ページの「令和6年度農畜水産物のPFAS含有実態調査（農林水産省）」について、地下水などのPFAS濃度が高い地域で生産されたものへの影響を教えてください。どのような対策が取られているのでしょうか。

（回答）

・農林水産省のHP「食品中のPFASに関する情報」及び「食品中のPFASに関するQ&A」に詳細が掲載されていますので、ご参照ください。以下は、同HPからの抜粋です。

（Q17）環境中のPFAS濃度が高いとされる地域で生産された農畜水産物には影響が生じていますか。

（A17）今回、河川水や地下水から指針値を超えてPFOS、PFOAが検出された地域で生産された農産物（玄米、バレイショ、キャベツ）中の4種のPFAS濃度について、個別事例を調べた結果、すべて定量下限値未満であり、「流通品の調査」の結果と同水準でした。環境中のPFASが農畜水産物に及ぼす影響については、令和7年度以降も調査等を継続し、知見の集積に努めます。

（参照 農林水産省HP）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/index.html>

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/PFAS/pfas_qa.html

【健康影響について】

質問10 住民の健康調査・血液検査に取り組まないのはなぜでしょうか。血中濃度と健康の問題についてはわからないことが多いと言われますが、エコチル調査の結果を活用した研究論文（長谷川論文など）についてはどう評価されていますか。

（回答）

・PFOS及びPFOAについて、現時点での知見では、どの程度の血中濃度でどのような健康影響が個人に生じるかについては明らかになっていません。このため、血中濃度に関する基準を定めることも、血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です。このことから、現時点で、市による血液検査の実施については予定していませんが、今後、血液検査に関して国から新たな方針が示された際には、その方針に則り、速やかに対応していきたいと考えています。

・健康にご不安があれば、保健所に相談窓口を設けていますので、お気軽に相談ください。また、定期的な健康診断の受診は、ご自身の健康状態の把握と維持に大変有効です。ぜひ、健診未受診の方は、受診をお願いします。体調不良を感じておられる場合は、かかりつけ医などへご相談されることも併せてご検討ください。

・環境省から示されている健康指標に関する既存統計を用いた健康状態の具体的な把握方法に基づいて、地域保健活動の一環としてデータ分析の方法などについて、現在、検討を行っているところです。公表できる状況となりましたら、今後、公表していきます。

・現在、エコチル調査を含む様々な PFAS の健康影響に関する調査研究が国・機関等により行われていると承知しております。それらについても引き続き注視していきます。

【その他】

質問 11 PFAS に関して買った製品を使用後、企業が回収する製品はあるのでしょうか。
(回答)

・P F O S 等を含有する製品を使用後にメーカー（製造会社）が自主回収しているかどうかは、製品の種類や個別のメーカーによって対応が異なると考えられます。

そのため、回収の有無や具体的な引き取り方法については、各商品の製造会社（メーカー）へ直接お問い合わせいただくことになります。製品の取扱説明書やメーカーの公式サイト等で相談窓口をご確認ください。

・なお、P F O S 等含有消火器等の廃棄につきましては、廃棄物処理法及びP F O S 及びP F O A 含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項に基づき、適正に処理することが必要です。ので、一般的な廃棄物回収には出せず、専門業者に処理を委託する必要があります。（下記の環境省のHP もご参照ください）

（参照）P F O S 等を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について

<https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/pfos.html>

質問 12 市民として生活を変える必要はないと理解してよいでしょうか。また、市として、現状で一番伝えたいメッセージは何でしょうか。

(回答)

・市民として、普段の生活を変えていただく必要はありません。ただし、もしも井戸水を飲まれている方がいらっしゃいましたら、飲用は控えていただくようお願いをしております。（当日のやりとり（事前質問 2・5 への回答）もご参照ください）

・明石市では、市民の皆様からのお問い合わせやご相談に適切に対応するため、相談窓口も設けています。疑問や健康に不安があれば、お気軽にご相談下さい。

・これらの情報を含め、明石市における PFAS に関する情報は、市のHP に掲載していますので、ぜひ、ご参照ください。

（参照）明石市のP F A S 関連HP

https://www.city.akashi.lg.jp/kankyoku/kankyoku_hozen_ka/pfas/pfas2.html

（以上）